商号▽	は名称
	ハムイロがい

番号	資格名	有資格者数(人)		
		会社全体	うち県内	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

番号	許認可等の名称	許認可等機関	許認可等の有効期間
1			~
2			~
3			~
4			~
5			~
6			~
7			~
8			~
9			~
10			~

(注) 希望した業務に関係する資格及び許認可等を記入してください。

業種別許認可資格等一覧表

	許認可資格等						
番	光廷	目仕場					
号	業種	具体例	必須	その他業務に関係する 資格等(資格審査参考)			
1	清掃	庁舎、事務所及び施設の清掃		建築物清掃業登録、建築物環境 衛生総合管理業登録			
	機械警備	機械警備による遠隔監視	警備業法第3条各号に掲げ				
2			る者のいずれにも該当せず、				
			警備業の要件を備えている				
			公安委員会の認定				
	警備員警備	警備員の常駐警備	警備業法第3条各号に掲げ	警備業法第23条に基づく施設警			
3			る者のいずれにも該当せず、 警備業の要件を備えている	備業務1級資格者・施設警備業			
			会開来の委件を備えている 公安委員会の認定	務2級資格者			
4	貯水槽清掃	貯水槽の清掃、点検	五女安貞云の配定	建築物飲料水貯水槽清掃業登録			
	害虫等防除	建物内の鼠、白アリ、ゴキブリ		建築物ねずみ昆虫等防除業登録			
5	音虫等例除	等の防除		是来的40分配的100000000000000000000000000000000000			
	浄化槽保守点検	浄化槽の保守点検	島根県浄化槽保守点検業者の発展を発展し	浄化槽管理士			
			の登録に関する条例第2条 第1項又は松江市浄化槽保				
6			守点検業者の登録に関する				
			条例第2条第1項に規定す				
			る浄化槽保守点検業者登録				
	浄化槽清掃	浄化槽の清掃	浄化槽法第35条第1項の市				
	11 12 11 11 11 11 11		町村長の許可及び廃棄物の				
7			処理及び清掃に関する法律				
			第7条第1項の市町村長の				
	₩ ★ \L \n +=	机成变物 立型成变物 /如上	許可(浄化槽汚泥) 廃棄物の処理及び清掃に関				
	廃棄物処理	一般廃棄物、産業廃棄物(粗大	対象を表現の処理及び信仰に関する法律第7条第1項及び				
8		ゴミ、廃油等)、特別管理産業 廃棄物(廃油等)の収集運搬、	第6項の市町村長の許可、同				
		発来物(廃油寺)の収集連版、 処分	法第14条第1項の都道府県				
			知事の許可				
	空調機器保守点検	空調機、熱源機器(ボイラーを		空調機の保守点検			
9		除く。)、自動制御機器、中央		熱源器(ボイラーを除く。)			
9		監視装置の保守点検		自動制御機器の保守点検 中央監視装置の保守点検			
				中犬監院委員の休り点候			
10	昇降機保守点検	エレベーター等の保守点検	昇降機検査資格者				
10	3111 b3411 4 111 b4	消防用設備の点検	特類・第1・2・3・4・5・				
	消防用設備点検	何的角は哺の点機	6・7類消防設備士、特種・				
11			第1・2種消防設備点検資格				
L			者				
	オイルタンク清掃	オイルタンク等の清掃・点検・		定期点検技術者講習終了者、地			
12	点検	漏洩検査		下タンク等定期点検事業者認定			
<u> </u>	*	最后工作M		電信主任世化学 第1 0 任			
	電気設備保守点検	電気工作物、自家用発電設備等		電気主任技術者、第1・2種電 気工事士、自家発電設備専門技			
13		の保守点検		X工事工、日家光电以哺号 11X			
				–			
	電話交換設備保守	電話交換設備等の保守点検		工事担任者資格者(デジタル総			
	点検			合種、AI・DD総合種、AI			
14				第1種、DD第1種、DD第2 種、デジタル第1種、デジタル			
14				年、アングル第1性、アングル 第2種、デジタル第3種、アナ			
				ログ第1種、アナログ第2種、			
L				アナログ第3種)			
15	ボイラー保守点検	ボイラー等の清掃・保守・点検・	ボイラー整備士				
19		整備					
1.0	庁舎の電気供給業	電気の供給業務	電気事業法第2条の2に規				
16	務		定する経済産業大臣の登録				
	4// 4		l				

⁽注) 上記一覧表を参照のうえ、申請する業務ごとに必要な資格及び許認可等について、業務に関係する資格及び許認可等調書に記入すること。